

役員、評議員及び顧問の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人イオンワンパーセントクラブ（以下「財団」という。）定款第17条第3項、第34条第3項及び第37条第5項の規定に基づき、役員、評議員及び顧問の報酬等並びに費用に関する事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第28条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第14条に定める評議員をいう。
- (3) 顧問とは、定款第37条第1項の定める顧問をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。ただし、定款第17条第2項、第34条第2項及び第37条第4項に定める費用の弁済に必要な費用を含まないものとする。

(報酬等の範囲及び額)

第3条 役員、評議員及び顧問に対して理事会又は評議員会出席の都度、報酬等として1日につき一人一律50,000円（税控除後）を支払うことができる。

(報酬等の辞退)

第4条 役員、評議員及び顧問の申し出により報酬等を辞退する場合は、前条に定める報酬等を支給しないことができる。この場合、あらかじめ当該役員、評議員及び顧問は辞退届出書を当財団に提出しなければならない。

(役員賞与等)

第5条 当財団は、役員、評議員及び顧問に対して、第3条に定める報酬等及び第6条に定める退任慰労金以外には、役員賞与その他これに類する手当を支給しない。

(退任慰労金)

第6条 退任慰労金は、役員、評議員の任期満了により支給するものとする。また、支給金額は評議員会にて決定し、別表の通りとする。

(報酬等の支払い方法)

第7条 報酬等は、振込みにて支給する。

(費用)

第8条 当財団は、役員、評議員及び顧問がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(交通・宿泊費額)

第9条 当財団の役員、評議員及び顧問が、当財団の招集による会議に出席する場合に支給する交通・宿泊費は以下の通りとし、役員、評議員及び顧問は、それぞれ領収書の写し（在来線鉄道運賃については乗車駅と降車駅を明記したものでも可）を添付のうえ、当財団に請求するものとする。

交通費：自宅又は所属先から会議開催場所までの実費

宿泊費：5万円を上限とする実費

(公表)

第10条 当財団は、本規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の改廃)

第11条 本規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

(補則)

第12条 本規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1 本規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に基づき公益認定を受けた日から施行する。

附則（令和5年5月17日）

1 第3条、第7条、第9条の変更については、評議員会決議に先立ち、理事会で決議された日に遡及し、報酬及び交通・宿泊費の支給を行うものとする。

【第6条 別表】

報酬	在任期間	金額
退任慰労金	5年未満	5万円
	10年未満	10万円
	15年未満	15万円
	20年未満	20万円
	20年以上	25万円